

# 部位別後遺障害等級一覧

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考	
胸腹部	第1	1	2	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの(注1)	(喪)100%、 (自賠)400Q (青) 2700~ 310Q (赤)280Q (人傷)1600	(注1)生命維持に必要な身のまわりの処理の動作について、常に他人の介護を要する状態とされる。高次脳機能障害の場合は、食事・入浴・用便・更衣等に常時介護を要する場合(以下単に「要常時介護状態」という)のほか、「高度の認知症や情意の荒廃があるため、常時監視を要する」場合も挙げられている。自賠責保険の基準については28頁参照。 また、脳損傷や脊髄損傷による麻痺がある場合については、高度の四肢麻痺、中等度の四肢麻痺で、要常時介護状態の場合、脳損傷による高度の片麻痺で、要常時介護状態の場合、脊髄損傷による高度の対麻痺、脊髄損傷による中等度の対麻痺で、要常時介護状態の場合が示されている。 胸腹部臓器の障害の場合は、臓器の障害態様ごとに詳細な基準が定められている。	
			2	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの(注2)	(喪)100% (自賠)300Q (青) 2300~ 270Q (赤)237Q (人傷)1300	(注2)生命維持に必要な身のまわりの処理の動作について、随時介護を要するものを指すが、高次脳機能障害の場合は、食事・入浴・用便・更衣等に随時介護を要する場合(以下単に「要随時介護状態」という)のほか、認知症、上位の障害、幻覚、妄想、頻回の発作性意識障害等のため随時他人による監視を必要とする場合や、自宅内の日常生活動作は一応できるが、1人で外出することなどが困難で、外出の際には他人の介護を必要とする場合が挙げられている。 麻痺の場合については、脳損傷による、高度の片麻痺、中等度の四肢麻痺で要随時介護状態の場合、脊髄損傷による、a中等度の四肢麻痺、b軽度の四肢麻痺で要随時介護状態の場合、c中等度の対麻痺で要随時介護状態の場合が挙げられている。 胸腹部臓器の障害の場合は、臓器の障害態様ごとに詳細な基準が定められている。	
		第2	3	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(注5)	(喪)100% (自賠)221Q (青) 1800~ 220Q (赤)199Q (人傷)1100	(注5)生命維持に必要な身のまわりの処理の動作は可能であるが、労務につくことができない状態とされる。 高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による中等度の四肢麻痺、脊髄損傷による軽度の四肢麻痺及び中等度の対麻痺が該当するとされている。 胸腹部臓器の場合は、臓器の障害態様ごとに詳細な基準が定められている。
			5	3	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	(喪)79% (自賠)1574 (青) 1300~ 150Q (赤)140Q (人傷)750	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが硬直し、かつ、手指の全部の用を廃したもの(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。
			7	5	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	(喪)58% (自賠)1051 (青) 900~ 110Q (赤)100Q (人傷)500	(注18)高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による、軽度の片麻痺ないしは中等度の単麻痺、脊髄損傷による1下肢の中等度の単麻痺、の場合が挙げられている。またてんかんの場合は、「転倒する発作等が数ヶ月に1回以上あるもの又は転倒する発作等以外の発作が1ヶ月に1回以上あるもの」とされる。カウザルギー、RSDの重度のものもこの等級と評価される。
	第2	9	11	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	(喪)39% (自賠)616 (青) 600~ 70Q (赤)69Q (人傷)300	(注30)高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による、軽度の単麻痺、脊髄損傷による1下肢の軽度の単麻痺、の場合が挙げられている。またてんかんの場合は、「数ヶ月に1回以上の発作が転倒する発作等以外の発作であるもの又は服薬継続によりてんかん発作がほぼ完全に抑制されているもの」とされる。非器質性精神障害の場合の重度のものはこの等級と評価される(もちろん、上位等級に評価される場合もあることに注意)。	
		11	10	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの(注38)	(喪)20% (自賠)331 (青) 360~ 43Q (赤)42Q (人傷)150	(注38)従来は『胸腹部臓器の機能に障害を残したもの』が1級とされていたが、平成18年施行令改定により『胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの』が1級とされ、『胸腹部臓器の機能に障害を残したもの』は1級へと格下げとなった。	
		13	11	胸腹部の機能に障害を残すもの(注38・注44)	(喪)9% (自賠)139 (青) 160~ 19Q (赤)18Q (人傷)60	(注38)従来は『胸腹部臓器の機能に障害を残したもの』が1級とされていたが、平成18年施行令改定により『胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの』が1級とされ、『胸腹部臓器の機能に障害を残したもの』は1級へと格下げとなった。 (注44)従前8級とされていた「脾臓又は1個の腎臓を失ったもの」は、平成18年施行令改定により削除され、「脾臓を失ったもの」は1級とされることになった。腎臓の亡失については目安とされる検査数値に従い、7 9 11 13の各等級に格付けされる。	